

野尻町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

野尻町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 22 年小
林市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「運動機能回復指導室」の次に「、栄養改善指導室」を加え、
「診察室・予診室・生活相談室」を「予診室、生活相談室、健康相談
室、資料図書室」に改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。